

第 146 回

各務原市都市計画審議会

議事要旨

日 時:令和 3 年 9 月 24 日(金)午前 10 時 30 分～

場 所:各務原市役所 4 階第 1 会議室

令和3年9月24日(金) 午前10時30分～午後0時00分

出席者:伊藤委員、松岡委員、平野委員、福島委員、岡田委員、木野委員、各務委員、杉山委員、  
横山委員、津田委員、足立委員、川瀬委員、鷺見委員

欠席者:鶴田委員、名張委員

### 1. 開会

#### 【事務局】

大変お待たせいたしました。

本日は、皆様方には公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます都市計画課野村でございます。よろしくお願いいたします。

### 2. 委嘱状交付

#### 【事務局】

開会に先立ちまして、これより市長より委員の皆様方に委嘱状の交付を行わせていただきます。交付は皆様の座席で行わせていただきます。順に回りますのでそのままお待ちください。

### 3. 市長挨拶

#### 【事務局】

続きまして、市長よりご挨拶申し上げます。

市長、よろしくお願いいたします。

#### 【市長挨拶】

#### 【事務局】

ありがとうございました。

#### 4. 会長・副会長選任

##### 【事務局】

それでは、これより第 146 回各務原市都市計画審議会を開会いたします。

本日は鶴田委員、名張委員につきましては、欠席のご連絡をいただいております。

よって、委員 15 名のうち、現在 13 名の方のご出席をいただいております。各務原市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、定足数に達しており、本審議会が成立していることを確認いたします。

それでは、ここで事務局から委員の方々のご紹介をさせていただきます。

各務原市都市計画審議会条例第 3 条第 2 項第 1 号に規定する委員といたしまして、岐阜県議会議員 伊藤正博様、同じく松岡正人様、同じく平野祐也様、名城大学都市情報学部教授 福島茂様、中部学院大学短期大学部幼児教育学科教授 岡田泰子様、各務原市農業委員会会長 木野昇様、各務原商工会議所専務理事 各務英雄様でございます。

続きまして、同条例第 3 条第 2 項第 2 号に規定する委員といたしまして、各務原市議会議員 杉山元則様、同じく、横山富士雄様、同じく、津田忠孝様、同じく、足立孝夫様、同じく、川瀬勝秀様でございます。

続きまして、同条例第 3 条第 2 項第 3 号に規定する委員といたしまして、各務原警察署長 鷺見幸一郎様でございます。

なお、先ほど欠席とのご報告をさせていただきましたが、第 1 号に規定する委員といたしまして、岐阜工業高等専門学校建築学科教授 鶴田佳子様、第 3 号に規定する委員といたしまして岐阜土木事務所長 名張誠様、にも委員をお願いしております。

続きまして、各務原市都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定により、委員の互選により審議会の会長及び副会長の選任をお願いしたいと存じます。

どなたか会長をご推薦いただけないでしょうか。

##### 【各務委員】

都市計画全般に精通され、都市計画マスタープランの策定に関わっておられ本市の都市計画についての知識も豊富にある名城大学都市情報学部教授の福島委員をお願いしてはいかがでしょうか。

**【事務局】**

ありがとうございます。ただいま各務委員より、会長に福島委員のご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

**【異議なし】**

**【事務局】**

ありがとうございます。委員の皆様のご賛同を得られましたので、会長を福島委員にお願いすることといたします。

それでは、続きまして、どなたか副会長のご推薦をいただけないでしょうか。

**【足立委員】**

過去にも副会長を経験されている川瀬委員にお願いしてはいかがでしょうか。

**【事務局】**

ありがとうございます。ただいま足立委員より、副会長に川瀬委員のご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

**【異議なし】**

**【事務局】**

それでは、新しい会長、副会長にご挨拶をお願いしたいと存じます。

福島会長、ご挨拶をお願いいたします。

**【会長挨拶】**

ありがとうございました。続きまして、川瀬副会長、ご挨拶をお願いいたします。

**【副会長挨拶】**

ありがとうございました。

ここで市長は所用のため、退席させていただきます。

**【市長退席】**

それでは、福島会長、川瀬副会長、席の移動をお願いします。

**【席移動】**

5. 報告事項

**【事務局】**

報告事項に移りたいと思います。本日の案件は、1件のみでございます。

ここで、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました資料として、本日の次第、席次、委員名簿、報告事項の資料となっております。

本日配布させていただいた資料として、立地適正化計画の概要版と各務原市都市計画総括図が記載されている資料でございます。ご確認をお願いします。

それでは、福島会長の進行により進めていただきたいと存じますので、よろしく申し上げます。

**【会長】**

それでは、まず、本日の傍聴希望はありますか。

**【事務局】**

傍聴希望はありません。

**【会長】**

続きまして、あらかじめ議事録の署名者を、せん越ながらこちらから指名させていただきます。木野委員と足立委員にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

**【両委員 了解】**

それでは、

「各務原市立地適正化計画（素案）について」事務局の説明を求めます

**【事務局 説明】**

それでは、ただいま説明がありました「各務原市立地適正化計画（素案）について」、ご意見・ご質問ございませんか。

#### 【松岡委員】

3点意見を申し上げます。1点目は、1ページ目の立地適正化計画のイメージ図ですが、少し各務原市らしくないイメージ図ではないかなと思っております。鉄道軸があることを活かしてということですので、このイメージ図のように1駅に集約する形ではなく、都市構造図に示されているような図をイメージ化して1ページ目に記載されたほうがよいのではないかなと思います。2点目は、5ページ目の誘導区域等のとりまとめで凡例に小学校日常生活圏500mがありますけれども、この500mにした経緯を教えてください。

#### 【事務局】

500mの設定については、都市計画運用指針に記載されております日常生活圏の1単位を参考にしたということが1つと、さらに昨年度稲羽東小学校周辺において都市計画法34条11号に基づく条例において市街化調整区域の規制緩和を行いました。そこで指定された範囲が概ね半径500mでございましたのでそれを参考に設定しました。

#### 【松岡委員】

ありがとうございました。市街化調整区域の小学校を見ますと稲羽東、稲羽西、陵南、各務の4つの小学校の500m以外にも既存の住宅地があるというところで、今小学校を中心とした地域づくりということをして、基本的に小学校はなくさないという方向で各務原市は施策を進めようとする中で、子どもが歩く距離からして1kmくらいは通っていますし、誘導区域から外れる既存の住宅地を保存していかないと、これから人口が減少する中で小学校の維持は厳しくなってくると思いますのでご意見として申し上げておきます。

3点目については、大型団地についてですが、各務原市の人口が増大していったのは大型団地の存在もありますので、その方向性が十分に入っていないのではという感触を受けますので私は個人的には県にも大型団地の対策、空き家対策も含めて、地域づくりもずっと提案をしておりますのでそのことを入れて欲しいなと思います。

最後に全体においては、防災・減災も含めてその他まちづくりにおいても大変よくできた計画になっていると思いますので、私ども県議会議員としては防災・減災について治水だとか治山だとかに関連する部分を引き続き境川の治水対策や砂防等々の対策を3人協力してやっていくつもりでおりますけれども、このハザードマップに記載されていないところでも小さな水害は出ているところもあると思いますので、新境川の水がさばけない地域も出つつあるということも含めて認識いただければと思います。

**【事務局】**

市街化調整区域の小学校でございますけれども例えば各務小学校、稲羽西小学校など、基本的にこの居住誘導区域は市街化区域の中に設定することになっておりますので、それら市街化調整区域の学校周辺については、他の施策等に対応していく予定です。その1つが先ほど説明しました34条11号条例にて稲羽東小学校周辺で行っておりますので、この結果を踏まえましてエリアの拡大等を検討してまいりたいと思っております。

**【松岡委員】**

おっしゃられる通りだと思うんですが、この計画は都市計画マスタープランに次ぐかなり上位の計画になると思いますのでゆえに500mではなく1kmにしておかないと市街化調整区域の中に施策をうっていく中で500mの網がかかってしまうケースがありうるのではないかという意味でも特に調整区域の小学校周辺については1kmにしておいた方がよいのではないかと。という意見です。

**【平野委員】**

誘導区域外の届出制度について、届出に対して審査や許可はすることになるのか。単純に届出の手続きだけになるのか。

**【事務局】**

届出時において居住誘導区域内での立地は可能であるかお願いすることになる。無理であれば居住誘導区域外にした理由を説明して、防災リスクの情報等を提供することになる。次回、土地利用をされる場合においてはできるだけ区域内でお願いする。

**【平野委員】**

都市計画マスタープランよりも計画期間は20年と長い。さらに誘導区域については絞っている。現在の市街地は住宅も張り付き未利用地が少ないように感じるが、じゃあどこに誘導するのですかということになる。そのあたり市として対応が必要になってくる。誘導区域を見ても鉄道沿線に区域が設定されている中で、鶴沼宿周辺や羽場駅南も空いている。もちろん調整区域ではなくて、市街化区域をやりますという話であるが実際に鉄道網はものすごく大きな利点であって、新鶴沼駅も乗降者数が多い。そういった意味でもっと鶴沼宿や羽場駅をもっと活用しないといけない。計画を決めてこれから20年間何もできないのではないかと。そのあたりマスタープランを変更した段階でこちらも変わるのか。こちらの方がメッセージ性が強いので少し怖いなという気がします。もう1つ、鶴沼第三小学校周辺、今回土砂災害の警報が出た中で学校含め周辺がイエローゾーンになっている。避難する場所がイエローゾーン、かつ小学校周辺500mのエリアほとんどがイエローゾーン。全て除外範囲になってしまう。これから小学校を建て替えていくというときに、土砂災害をど

うやって止めるのか。ということ为先にやらないといけない。そうしないと鵜沼第三小学校周辺には誰も住まないでくださいということになる。大きな話としては非常によく分かる、できた計画になっている。

#### 【事務局】

市街化調整区域の駅周辺のお話については、今日マスタープランはご用意しておりませんが、マスタープランの 115 ページに記載があります。昨年度稲羽東小学校周辺の規制緩和を行いましたけれども、調整区域の学校周辺、それと同じ土台に駅周辺ということも記載しておりますので、こういったマスタープランの大きな方針に基づき土地利用を検討していくことができると考えております。

#### 【平野委員】

あと 1 つ。誘導の観点からいくと各務原市は景観規制がかなり厳しい。高さ制限ということで新鵜沼駅周辺もアパートしか建たない。アパートはたくさん建っているがもったいない。もちろん犬山城などいろいろな眺望などもあるけれど。誘導の際にそういった景観規制も合わせて考えていかないといけない。

#### 【事務局】

今、平野委員からのご意見に対して、まずもって立地適正化計画の趣旨・仕組みがある中で、各務原市オリジナルで自由に策定できる計画ではない。国の指導に基づいて各務原市版を策定するということが原則です。残念ながら本来土地利用のポテンシャルのある羽場駅、鵜沼宿駅、駅があるにも関わらず調整区域。本来そこに誘導を重ねていきたいというところですが、明確な区域の分けがその前提にある。それを広げようとする位置付けにすると立地適正化計画の意味自体がなくなってしまうという前提がある。先ほどうちの職員が申し上げたのは、だからと言って手招いてはいけないので、この計画以外のマスタープランの中で区域外の土地利用について検討していくということで利便性の高い調整区域について何とか土地利用が図れるように進んでいこうとしている。ある意味、マスタープランと立地適正化計画はダブルスタンダードの状態であるのは十分わかっているんですが、これはこれとして策定しているということでご理解頂きたいと思います。

#### 【杉山委員】

本編 10 ページの目標年次が平成 37 年となっていますので、令和へ修正お願いします。この計画 20 年という期間、この計画のもとになる計画や関連する計画は 10 年が多い。さらに指標に基づいて概ね 5 年毎に評価していく、最後に計画の見直しとなっている。途中の段階で計画の見直しというのはあり得るのか。

**【事務局】**

例えば、川島地区で堤防整備が進んだ場合、水防法に規定されている浸水想定区域が大きく変更する可能性がございます。その場合、居住誘導区域の設定等について再検討する必要がありますので、5年毎の評価のタイミングに合わせて計画の変更も十分考えられます。

**【会長】**

20年間の計画期間ではありますが、計画期間内での見直しの方針も出ていますので変更が可能になっております。

**【杉山市議】**

都市機能誘導区域、鉄道駅周辺に誘導していくということは分かるんですけども例えば岐阜鵜沼線。今後延伸が予定されておりますが、都市機能誘導区域がこの岐阜鵜沼線まで伸びていないんですね。そのあたりどのように設定されたのか説明をお願いします。

**【事務局】**

都市拠点、地域生活拠点の中心である駅を中心に一般的な徒歩圏800mを基準に設定しております。

**【杉山委員】**

例えば救急車両など岐阜鵜沼線を利用すると非常に便利なこともあると思いますがどうでしょうか。

**【事務局】**

今、都市機能誘導区域のお話であったと思います。まず、設定について前提として本編P49に記載しているように都市機能誘導区域に定めることが考えられる区域及び範囲として、都市計画運用指針に例示されています。都市全体を見渡しまして鉄道駅に近い業務、商業等が集積する地域、さらにその規模は徒歩や自転車等により容易に移動ができる範囲となっておりましたので、徒歩圏の800mと設定しております。当然、今後岐阜鵜沼線の整備が岐阜市に向けて進んでいくことが考えられますので、その交通利便性に基づいた商業施設等のお話がございますけれども、具体的な業種は分かりませんが、そのような幹線道路のメリットを活かした市街化編入については今後考えられます。誘導区域の外だからそのような土地利用がダメですよということではないんですけども、そのような土地利用の可能性はあると考えております。

**【横山委員】**

各務原市は名鉄・JR の鉄道、駅を中心に発達してきましたが、その反面現在は駅周辺が空洞化、高齢化している。その点は考慮されて区域設定をしているか。

**【事務局】**

地区ごとの概ねの低未利用地の面積は把握しています。さらに、どの地区で将来人口密度をいくつに設定しようかという計画を本編の P116 に記載させていただいております。

**【横山委員】**

西の都市拠点の新那加駅周辺など高齢化や空き店舗も目立っている。そういった区域に対して市としてどのようにされていくのか。

**【事務局】**

今お話しに出ました新那加駅・JR 那加駅周辺において、最近の話題ですと岐阜市の方からまちづくり会社が設立されました。今後、商店街を巻き込んで活動が進めばですね。都市再生推進法人の指定や、さらに商店街・市との連携など新しい店舗、新たな創業者の誘致などが進んでいけばよいと思います。

**【会長】**

本編の P68 に都市構造再編集集中支援事業という記載もございます。こういった制度も今後活用されていく、さらに国もこういった区域を重点的に支援していく仕組みとなっております。

**【会長】**

そろそろ時間になります。いかがでしょうか。

私の方から最後に、立地適正化計画策定委員会の委員長という立場でもありますので補足的な説明をさせていただきたいと思います。

人口フレームを見ていただくとよろしいと思いますが、本編の 7 ページ。社会保障・人口問題研究所が推計したトレンドとしての各務原市の人口予測について掲載しています。あわせて都市マスや総合計画での人口フレームというのは、それよりも高めの設定をしている。これについては皆様もご承知のとおりだと思います。そういう意味で各務原市はかなりチャレンジングなフレームのもとで計画を進めている。確かに認識としてはまだ人口がそれほど減っていないという、各務原市は産業の力もあり発展の余地もまだまだ残されているという考え方もできるかと思うんですけども、一方で全国の人口、岐阜県の人口の減少がはっきりと見通せるなかで、あまり楽観的すぎる計画も難しいということです。やはりそれぞれの立場からすると、様々なコミュニティの維持をどのようにしていくのが大

きな課題となっていくと思います。ただ、全てのコミュニティを今までのように今後40年間維持できるかというところまでの見通しは難しい。そのような社会に対してどのように対応してくか。私は50年後が一つ重要なポイントだと思います。あるいは40年後。それは何かといいますと、今立地適正化計画で居住誘導をするというときに、30代の方が家を建てるでしょう。そうすると今の平均寿命で考えると40年後、あるいは50年後に世代交代の時期が必ずやってくる。世代交代が起こったときに新たに開発したところが住み継がれること、それが非常に重要だと思います。これからの行政の投資余力、民間の投資余力、全体のパイが限られているわけです。その投資余力をどこに誘導していくと大勢の市民の方が暮らしやすいまちを人口減少の下でも維持できるか。そういったことが大きな課題である。確かに開発できる余地はたくさんある。グリーンフィールドのところで開発がしやすいからといって今まで通りに開発を認めていきますと、結局駅周辺のインフラが整備されて便利な場所に投資が行かないという状況が生まれてくるわけです。ますます空き地・空き家問題が増えてくる。そういった意味において災害リスクの高い場所、あるいは高齢化して車の運転ができなくなったときに不便な場所が50年後に住み継がれていくのかというとなかなか難しい。だからこそ、比較的住みやすい場所に投資余力を誘導する、いろんな商業機能とかサービス機能が維持されて暮らしやすいまちを目指していくことが重要であると思っています。ただ、実はこの立地適正化計画、非常にチャレンジングな人口フレームのもとで居住誘導区域外でもある程度トレンドくらいの人口の維持はされるといったものなんです。区域内も外も魅力のあるまちをつくっていくことによって、はじめてこの高い人口フレームを実現する。単に規制誘導ということよりは、それぞれ内外に渡り魅力のあるまちをつくっていくことで選択されるまち、住み続けられて住み継がれるまちをどうつくっていくのが一番のきもだと思っています。誘導するためにもその枠組みとして立地適正化計画があるという、このようにご理解いただければと思います。

#### 【会長】

それでは、進行を事務局にお返しします。

#### 【事務局】

福島会長、ありがとうございました。

それでは最後に事務局より、次回の都市計画審議会のご案内をさせていただきます。

次回の都市計画審議会は2件の審議案件を予定しております。

1件は今回ご報告させていただいた立地適正化計画の策定前の最終の意見聴取でございます。

もう 1 件は、各務原市特別支援学校の都市計画決定についてでございます。

お手元の各務原市都市計画総括図の資料をご覧ください。

各務原市では、鵜沼羽場町 2 丁目の赤く囲った土地に各務原市特別支援学校の建設を予定しております。令和 7 年 4 月開校を目指して、現在手続きを進めているところです。

皆さまには、この特別支援学校の都市計画決定について、ご審議いただきたいと存じます。

次回は、12 月頃に開催を予定しております。

日時が決まりましたら改めてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

## 6. 閉会

### 【事務局】

では、これもちまして、第 146 回各務原市都市計画審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

ここに本審議会の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

委員： 足立 孝夫

委員： 木野 昇